

## 福津市立勝浦小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定、令和7年4月改訂

### 1. いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

#### いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものである。

上記の考えのもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係の児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめ防止のための基本姿勢として、以下の6つのポイントをあげる。

#### いじめ防止のための基本姿勢

- ①いじめを許さない、見逃さない雰囲気作りに努める。
- ②一人一人の児童が、相手の話をよく聴き、学び合える授業づくりに努める。（授業改善）
- ③体験をとおして、一人一人の児童が、自他を理解し関わり合える集団づくりに努める。（絆づくり）
- ④学校・家庭・地域が共働し、体験活動をとおして児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。（自己有用感）
- ⑤いじめ早期発見のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- ⑥学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が、学び合える集団づくりを意識し、学びから逃げない児童たちを育てるように心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳科では、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が持つように、教育活動全体を通じて指導する。そして、見て見ぬ振りをすることも「傍観者」として荷担していることを分らせる。

### 2 本年度の重点

小規模校の特性（一人ひとりの個別支援・機動性）を生かして、未然防止のための情報共有を確実に実施する。

- (1) チーム学校として、定期的及び臨時的な教育支援委員会を開催し、情報共有を行う。

※生徒指導、特別支援教育、いじめ・不登校問題等の一体的対応

- (2) 朝活動（おは歌・読書、かつ音、朝レク、朝会）を通して、児童の学習・生活の様子を全職員で把握する。

※水・・・かつ音、朝会(毎月)を通した学力・体力・心力面での規律と豊かな心の育成

(3) 積極的な生徒指導の観点からの授業づくりの推進

※生徒指導の3機能(自己存在感を味わわせる・共感的な人間関係の育成・自己決定の場の設定)を取り入れた授業づくり

3 いじめ防止・対応のための組織

① 「生徒指導部」

生徒指導の全体計画、年間指導計画の作成、生徒指導に関する研修の企画運営、アンケート作成配布を通じて校内の生徒指導について主導する。また、「いじめ・不登校対策委員会」の運営を行う。

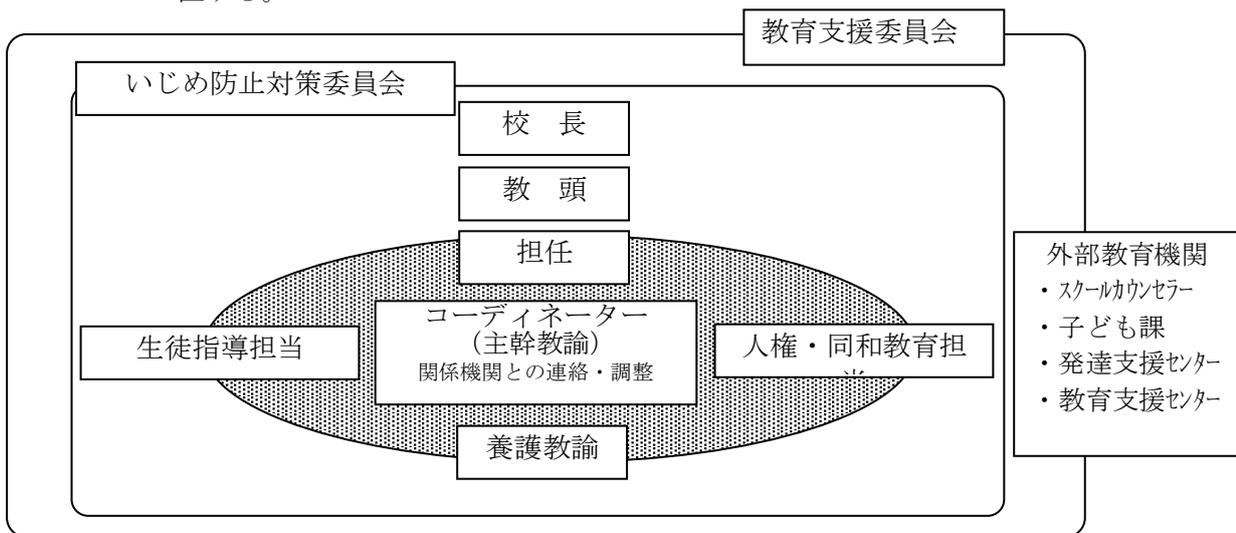
② いじめ・不登校対策委員会（職員会議）

・月1回全職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動について話し合いを行う。

③ いじめ防止対策委員会

・組織図 下図参照

・構成メンバー 校長、教頭、主幹教諭 生徒指導担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、当該学級担任（※人権・同和教育担当）等による「いじめ対策委員会」を設置する。



④ 教育支援委員会

・組織図 上図参照

・構成メンバー 校長、教頭、主幹教諭 生徒指導担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、当該学級担任（※人権・同和教育担当）、スクールカウンセラー、教育相談員、ソーシャルワーカー、子ども課、教育支援センター、発達支援センター等

・開催期日

第3金曜日「教育支援委員会」の開催

⑤ 家庭や地域、関係機関と連携した組織（緊急の問題が発生した場合）

・組織図 上図参照

・構成メンバー 校長、教頭、生徒指導担当、PTA会長、学校運営協議会会長、スクールカウンセラー・教育委員会指導主事、教育相談員等を中心に緊急の問題の

内容に応じて、次の立場の者から選任する。

教育委員会担当課長、福津市こども課職員、宗像警察署スクールサポーター（宗像警察署生活安全課職員）、主任児童委員 等

#### 4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、次のような手段を講じる。

##### ア 授業づくり

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、複数の教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけていくことが必要である。そのために、職員全員が公開授業を実施し、複数の職員目で学習から逃げている児童はいないかを確認、児童全員が学習に参加できる授業づくりをめざす。

##### イ 全職員での見守り

おかしいと感じる児童を見つけた場合は、学級担任だけで対応するのではなく、旧担任、管理職及び生徒指導部で直ちに情報の共有を図り、当該児童を見守る。また、月例のいじめ・不登校対策委員会や職員会の中で、経過報告を行い多くの職員で当該児童を見守る。

##### ウ カウンセリングの充実

様子に変化が見られる場合には、職員が積極的に働きかけを行い児童に安心感を持たせるとともに問題の有無を確認、解決すべき問題がある場合には、「保健室」等プライバシーが確保できる部屋で当該の児童から悩みを聞き、問題の早期解決を図る。

##### エ 実態把握のためのアンケートの実施

学校生活アンケートを年2回、いじめについてのアンケートを月1回、Q Uアンケートを年2回、教育相談を年3回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりをめざす。

##### オ 道徳教育の推進

児童の豊かな心を育み、実践的な態度を養う道徳教育（含む人権教育）を積極的に推進する。

##### カ 相談ボックスの設置

校長室前に相談ボックスを設置し、アンケート以外でも児童からのSOSをいつでも受け取ることができるよう児童の心に寄り添った体制づくりに努める。

(2) いじめ早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア いじめ問題を把握したときには、校長以下生徒指導部で対応を検討し、管理職を含め関係職員でチームを編成し、各自の役割を明確にして対応にあたる。

イ 情報収集を綿密に行い、事実を確認した上で、いじめられている児童の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導に当たる。

ウ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

オ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取り組み

ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携を普段以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。

イ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「子どもホットライン24」等のいじめ問題などの相談窓口の利用を促す。

## いじめ防止・早期発見のための計画

(1) いじめを許さない、見逃さない雰囲気作り(道徳 生命の尊重を確実に実施)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全校				人権週間						人権週間		
1年			生きる喜び	生き物の命								
2年		命を大切に				生命を大切に						かけがえのない命
3年			平和な世界				自他の命					
4年	生命を大切に		奪われた命									
5年			誰でも公平に								友だちの命	
6年	友だちの命		誰でも公平に				かけがえのない命					いじめや差別

(2) 一人ひとりの児童が、相手の話をよく聴き、学び合える授業作り

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全校	主題研修 一般研修(人権教育・特別支援教育・生徒指導)											
職員	公開授業(年6回以上 教室訪問等) テーマ研修、特別活動、特別の教科道徳											

(3) 体験を通して、一人ひとりの児童が、自他を理解し関わりあえる集団作り

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全校	歓迎遠足 歓迎集会		海岸清掃 砂浜集会			運動会	マル勝 まつり					
4年			集団宿泊									
5年	縦割り掃除		集団宿泊	→								
6年		修学旅行										

(4) 学校・家庭・地域が協働し、体験活動を通して自尊感情を育む教育活動の推進

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域		除草作業				除草作業						
家庭	家庭学習の充実											
全校			学校の日			学校の日		学校の日	学校の日	学校の日	学校の日	
1年									昔遊び			
2年									昔遊び			
3年				人形浄瑠璃						聴覚障害		
4年									視覚障害			
5年		米作り				獅子楽			車いす			
6年									高齢者			

(5) いじめ早期発見・早期解決に向けての取り組み

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校	いじめ・不登校対策委員会(職員会議) いじめ防止対策委員会 教育支援委員会 家庭や地域、関係機関と連携した組織(緊急の問題が発生した場合)											
児童	学校生活 アンケート	QUアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート		QUアンケート	学校生活 アンケート	いじめアンケート		いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート

## 5 いじめの早期対応の取組

### **被害児童の状況把握とその対応**

- ① 事実確認を行い、その時受けている心理的圧迫感をしっかり受け止めるとともに、児童だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ② 相談を受けた担任のみで判断するのではなく、校長に報告し、教頭、生徒指導担当、教育相談担当者等と情報を共有するとともに、学校の問題ととらえ対応する。その時個人情報の扱いについては留意する。
- ③ 児童の心情を十分理解しながら、時間的な経過や関係者などできるだけ具体的な状況を聞き取る。その際、単に事実だけを求めるのではなく、児童の心の痛み等を軽減するように努める。また、今後の指導に生かすため記録を残す。
- ④ 被害児童を守り通す姿勢を示したうえで、関係諸機関とも連携を図り、最善の努力をすることを伝え、話しやすい雰囲気をつくるとともに、信頼されている教職員等が聞き取るようにする。また、専門的な知識を持つスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携し対応する。
- ⑤ 相談を受けたいじめが一定の限度を超える場合には、市町等教育委員会と連携し加害者に対し出席停止の措置を講じたり、警察等関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとったりすることも必要で、特に暴行や恐喝など犯罪行為にあたるいじめの場合は、必ず警察等関係機関と連携して対処する。
- ⑥ 養護教諭やスクールカウンセラー等が協力をして、心のケアに努める。

### **加害児童の状況把握とその対応**

- ① 事実確認を行い、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ② 担任のみで判断するのではなく、校長、教頭、主幹教諭、教育相談担当者等と情報を共有するとともに学校の問題ととらえ対応する。その時個人情報の扱いについて留意する。
- ③ いじめを起こした背景や、時間的な経過、他校、他学年、卒業生等との関係など、できるだけ具体的な状況を把握する。その際、単に事実だけを追及するのではなく、当該児童の課題を生活背景等(学校生活、家庭環境、友人関係、保護者等)と関連させ明確にする。また、今後の指導に生かすため記録を残す。犯罪行為があれば、必ず警察と連携し、事件後も協同で指導する。
- ④ 聞き取りは、不用意に周囲に知れることがないように配慮する。その際一方的な説諭にならないようにし、専門的な知識を持つスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、信頼されている教職員等が聞くように工夫する。
- ⑤ 心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにする。

### **保護者への連絡、教育委員会等への報告**

- ① 速やかに家庭訪問を実施する。(可能な限り事情を聞いた当日に行う。)
- ② 被害児童の保護者には、経過や学校の対応を正確に伝え、謝罪と今後の取組とケアについて説明し、理解と協力を依頼する。
- ③ 加害児童の保護者には、事象の具体的な内容や被害児童の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する。その際、加害児童の課題解決のための具体的な支援について話し合う。
- ④ 速やかに教育委員会に報告するとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行う。
- ⑤ 他の小中学校や高等学校、有職・無職少年と関係して発生した事例も増加している。このため、関係諸機関(所轄の警察署、少年サポートセンター、少年補導センター、家庭裁判所等)や家庭及

び、地域の協力者会議等と連携を図り、児童の個人情報をも十分に保護したうえで、問題行動についての報告や情報交換を行い解決に向けた具体的な取組を進める。

### 事後措置

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を一人ひとりの児童に徹底し、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないということを理解させるとともに、いじめを大人に伝えることは正しい行為であることを認識させる。
- ② いじめられている児童については、学校が徹底的に守り通すということを、言葉と態度で示す。
- ③ 学級活動、道徳教育等で、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、善悪の区別や正義と勇気等について適切に指導する。
- ④ 新しい情報が得られ次第、第二報、第三報を教育委員会に報告し、対応を協議する。

### いじめ防止及びいじめ発生に備えた学校の体制の確立

- ① 校長のリーダーシップを発揮する。
- ② アンケート調査を実施するとともに適宜面談等を行うなどして、日常から児童の実態把握に努める。
- ③ 児童に関する情報の共有化を図る。
- ④ 全ての教職員が「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る問題である」という共通認識を持つ。
- ⑤ 指導方針に関する教職員間の共通理解と組織的な指導体制を確立する。
- ⑥ 豊かな人間関係づくりと教育相談を充実する。
- ⑦ 緊急時に備えた校内体制を整備する。
- ⑧ 児童に関する情報の引き継ぎを十分に行う。
- ⑨ 家庭、地域、関係機関との連携方針を確立し共通理解を図る。
- ⑩ 保護者・地域住民との連携を適切に行う。
- ⑪ 保護者へ啓発、支援等を行う。
- ⑫ 地域住民等からの意見を受け止めて反映させる。
- ⑬ 日頃から関係機関と連携を図る。
- ⑬ 体験活動など多様な指導方針による教育実践を図る。
- ⑭ 特別活動等において創意工夫を行う。
- ⑮ 規範意識の向上に向けて関係機関との連携による取組を実践する。

### いじめの対応のための取組

事案	児童生徒の立場	児童への対応	保護者への対応
暴力を伴ういじめの場合	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実確認の方法</li> <li>・本人や周辺から聞き取りを重視し、身体的・精神的被害についての的確に把握する。</li> <li>○教師の姿勢</li> <li>・慎重に情報収集を行い、迅速に初期対応する。児童を守るという姿勢を基本とする。</li> <li>○いじめの理由や背景を推察する</li> <li>・いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実確認の方法</li> <li>・保護者からも情報収集する。我が子を守り抜く姿勢で、事実や心情を聞く。</li> <li>○情報を伝える方法</li> <li>・情報収集した情報を事実にもとづき時系的に整理し、的確に伝える。</li> <li>・事実をもとに誠実に対応する。</li> <li>○学校としての方針を伝える方法</li> <li>・管理職と当該学年主任・担任から事実の説明と校長から今後の対策、学校の方針を話す。</li> </ul>

	いじめた側	<p>○事実確認の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた本人や周辺から聞き取りを重視し、正しい情報を収集する。</li> </ul> <p>○教師の姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み。事実を確認し、いじめをやめさせる。</li> </ul> <p>○いじめの理由や背景を推察する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</li> </ul> <p>○関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等関係機関との連携を図る。</li> </ul>	<p>○学校の方針と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校は、いじめられた子どもを守るということを第一に考えた対応をとることを伝える。</li> </ul> <p>○事実確認の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者からも情報収集する。いじめは絶対許さないという姿勢で、事実や心情を聞く。</li> </ul> <p>○謝罪等の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害児童、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。</li> </ul>
暴力を伴わないいじめの場合	いじめられた側	<p>○事実確認の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人や周辺から聞き取りを重視し、精神的被害についての的確に把握する。</li> </ul> <p>○教師の姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・慎重に情報収集を行い、迅速に初期対応する。児童を守るという姿勢を基本とする。休み時間や登下校時の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。</li> </ul> <p>○いじめの理由や背景を推察する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</li> </ul>	<p>○事実確認の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者からも情報収集する。我が子を守り抜く姿勢で、事実や心情を聞く。</li> </ul> <p>○情報を伝える方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集した情報を事実にもとづき体系的に整理し、的確に伝える。事実をもとに誠実に対応する。</li> </ul> <p>○学校としての方針を伝える方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職・当該学年主任同席のもと、担任から事実の説明と校長から今後の対策、学校の方針を話し、理解と協力を求める。</li> </ul>
	いじめた側	<p>○事実確認の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた本人や周辺から聞き取りを重視し、正しい情報を収集する。</li> </ul> <p>○教師の姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み。事実を確認し、いじめをやめさせる。</li> </ul> <p>○いじめの理由や背景を推察する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</li> </ul> <p>○関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセラー、教育相談等、関係諸機関との連携を図る。</li> </ul>	<p>○学校の方針と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校は、いじめられた子どもを守るということを第一に考えた対応をとることを伝える。</li> </ul> <p>○事実確認の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者からも情報収集する。いじめは絶対許さないという姿勢で、事実や心情を聞く。</li> </ul> <p>○謝罪等の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害児童、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。</li> </ul>
行為が見えにくいいじめの場合	いじめられた側	<p>○事実確認の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人や周辺から聞き取りを重視し、精神的ダメージについての的確に把握する。</li> </ul> <p>○教師の姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・慎重に情報収集を行い、迅速に初期対応する。つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。児童を守るという姿勢を基本とする。</li> </ul> <p>○いじめの理由や背景を推察する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</li> </ul>	<p>○事実確認の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者からも情報収集する。我が子を守り抜く姿勢で、事実や心情を聞く。</li> </ul> <p>○情報を伝える方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集した情報を事実にもとづき体系的に整理し、的確に伝える。事実をもとに誠実に対応する。</li> </ul> <p>○学校としての方針を伝える方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職・当該学年主任同席のもと、担任から事実の説明と校長から今後の対策、学校の方針を話し、理解と協力を求める。</li> </ul>

	<p>いじめた側</p> <p>○事実確認の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた本人や周辺から聞き取りを重視し、正しい情報を収集する。</li> </ul> <p>○教師の姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み。事実を確認し、いじめをやめさせる。</li> <li>○いじめの理由や背景を推察する</li> <li>・いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</li> </ul> <p>○関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセラーとの連携を図る。</li> </ul>	<p>○学校の方針と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校は、いじめられた子どもを守るということを第一に考えた対応をとることを伝える。</li> </ul> <p>○事実確認の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者からも情報収集する。いじめは絶対許さないという姿勢で、事実や心情を聞く。</li> </ul> <p>○謝罪等の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害児童、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。</li> </ul>
<p>直接関係ない者</p>	<p>○いじめに対する姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる</li> <li>・友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気づかせる。</li> </ul>	<p>○いじめに対する姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに気づいたとき、傍観者とならず助ける側の態度をとることができるような子どもに育てる。</li> <li>・いじめに対する考えを理解してもらい、どんな場合でもいじめる側や傍観者になってはいけないという気持ちを育てるように伝える。</li> </ul>

## 関係法令

- ・ 国家賠償法第1条、第3条
- ・ 民法第1条、第709条、第714条、第715条、第722条
- ・ 刑法第230条、第231条
- ・ 学校教育法第11条、第35条、第49条
- ・ いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号）

## 参考文献

- ・ 生徒指導提要 文部科学省（令和4年12月）
- ・ 生徒指導提要 文部科学省（平成22年3月）
- ・ 福岡県いじめ問題総合対策 福岡県教育委員会（平成19年2月）
- ・ 福岡県いじめ防止基本方針 福岡県（平成26年3月）
- ・ 福津市いじめ防止基本方針 福津市（平成27年4月）